

別表第4（第30条、第32条、第40条の4関係）

排煙の規制基準（炭化水素系物質）

事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根式とするか、又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。
出荷施設	炭化水素系物質の排出口における濃度が8容量パーセント以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度20度において80パーセント以上である排出防止装置を設置すること。
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること。

備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法によること。

2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設並びに法許可汚染土壌処理施設（汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設を除く。）に係る基準

(1) 濃度

炭化水素系特定物質の種類	排出することができる炭化水素系特定物質の濃度
ベンゼン	10ppm
トルエン	100ppm
キシレン	150ppm
トリクロロエチレン	50ppm
テトラクロロエチレン	50ppm
ジクロロメタン	50ppm
ホルムアルデヒド	5 ppm
フェノール	5 ppm

備考 1 この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。

2 炭化水素系特定物質の濃度の測定の方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

- (1) ベンゼン 規格K 0088に定める方法又は知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (2) トルエン 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (3) キシレン 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (4) トリクロロエチレン 規格K 0305に定める方法又は知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (5) テトラクロロエチレン 規格K 0305に定める方法又は知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (6) ジクロロメタン 知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (7) ホルムアルデヒド 規格K 0303に定める方法
- (8) フェノール 規格K 0086に定めるガスクロマトグラフ法

(2) 排出の方法

炭化水素系特定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。